

社会福祉法人 愛友会

理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 愛友会（以下、「法人」という。）の理事会の運営に関する事項について規定し、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第3条 理事会は、毎会計年度内に2回以上開催する。

2 臨時の理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事又は監事（社会福祉法第45条の18第3項準用一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第100条に規定する場合に限る。）から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 全号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事又は監事が招集したとき。

(権限)

第4条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 法人運営に重大な影響のある規程、規則等の制定、廃止又は改正に関する事項
- (3) 前各号に定めるものの他、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な役割を担う職員の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう）の整備
- (6) 理事、監事又は評議員がその任務を怠ったため、当法人が損害を受けたときの損害賠償責任の免除
- (7) その他の重要な業務執行の決定

（報告事項）

第5条 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

（招集権者）

第6条 理事会は理事長が招集する。ただし、第3条第2項第3号により理事又は監事が招集する場合を除く。

- 2 第3条第2項第3号による場合は、その請求した理事又は監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は第3条第2項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事全員が改選された直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

（招集の手続き）

第7条 理事会を招集するときは、理事会の開催の1週間前までに、理事及び監事に対して招集通知を発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって行うものとする。
- 3 前項の招集通知は、書面による通知に代えて、理事及び監事の承認を得て、社会福祉法施行規則第2条の13に定められた電磁的方法により発することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（出席の有無の届出）

第8条 理事及び監事は、理事会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招集権者に届け出なければならない。

(議長)

第9条 理事会に議長を置き、理事長がこれにあたる。

(出席状況の報告)

第10条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、理事及び監事の出席状況を理事会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の事務局職員に行わせることができる。

(定足数)

第11条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議題の付議)

第12条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第13条 議長は議題付議の宣告後、理事又は監事に対し、当該議題事項について報告又は説明を求めるものとする。この場合、理事は、議長の許可を得て、事務局員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

(決議の方法)

第14条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事（当該事項について、議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は社会福祉法施行規則第2条の2に定められた電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(採決の方法)

第15条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議終了を宣言し、採決するものとする。

- 2 議長は、一括して付議した議題については、一括して採択することができる。
ただし、理事長を選定する議案を採決するときは、候補者ごとに採決するものとする。
- 3 議長は、裁決が終了したときは、その結果を理事会に宣言しなければならない。

(監事の出席)

第16条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第17条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(延期又は続行)

第18条 理事会を延期又は続行する場合は、理事会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに理事及び監事に通知しなければならない。
- 4 延会又は継続会の日は、当初の理事会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第19条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第20条 理事会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した理事長及び監事が記名しなければならない。

なお、議事録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、社会福祉法施行規則第2条の18で定める記名に代わる措置をとらなければならない。

(欠席者に対する報告)

第21条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事の概要及び議決結果を記録した書面を遅滞なく送付するものとする。

(事務局)

第22条 理事会の運営を円滑に行うために事務局を置く。

2 事務局に事務処理の担当者を配置する。

(改廃)

第23条 この規程に改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成29年3月30日から施行する。